

所沢市営住宅 入居者募集案内

申込期間：令和7年7月1日（火）から令和7年7月21日（月）
【郵送のみの受付、21日の消印 有効】

目次	1 入居者募集のあらまし	1 ページ
	2 申込資格（入居資格）	3 ページ
	3 募集住戸	4 ページ
	4 各種優遇要件・控除額等一覧表	6 ページ
	5 収入月額の方法	7 ページ
	6 入居者の決定方法等	11 ページ
	7 資格審査に必要な書類	12 ページ
	8 入居説明会	13 ページ
	9 家賃等について	14 ページ
	10 注意事項	14 ページ
	11 問い合わせ	15 ページ

注 意

- この募集案内をよくお読みいただき、募集住宅の場所、周辺状況の確認をされたうえ、お申込みください。
- 申込書は郵送とし、郵送先は、**埼玉県住宅供給公社 川越支所**です。
- 申込書提出後は、原則として記載事項の変更はできません。
- 申込書及び提出書類は、お返ししません。
- この募集案内は、入居権利が失効するまで保管してください。
- 新型コロナウイルスの影響により、予定変更となる場合があります。
- 記載内容は、印刷時点での情報に基づくものとなります。

☆この申込みに関するお問い合わせは

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350-1101 埼玉県川越市的場 2218-4 ベルアート 301 号室

Tel 049-227-6418 Fax 049-233-5353

※電話番号のかけ違いにご注意ください。

受付時間 8：30～17：15（祝祭日を除く、月曜日～金曜日）

申込書記入例

抽せん番号(記入不要)

令和〇〇年〇月市営住宅入居申込書

現在の「住所、電話番号、氏名」を記入してください。

私は、市営住宅条例に基づく市営住宅に入居を希望します。なお、申込書の記載内容が事実と異なる場合は、入居が決定を取り消されても異議を申し立てることを同意します。

理事長

入居者募集住宅一覧から、希望団地を必ず1ヶ所だけ選んで、団地No・団地名を記入し、希望する住宅の種類を○で囲みます。希望団地を指定しなかったり、複数の団地を選択したり、団地の種類を間違えたなどの場合は失格となります。

〇月〇〇日

たとき
に照会

申込者	〒 359-8501 所沢市並木1丁目1番地の2	希望団地	団地番号 NO. 〇
	所沢ハイツ〇〇〇号室	団地名 〇〇〇〇〇 団地	
	電話 04 (2998) 9208	いずれか○で囲む	
	フリガナ トコロザワ タロウ	1. 单身専用住宅	
	氏名 所沢太郎 (自署)	2. 单身・2人家族向け住宅	
		3. 2人以上家族向け住宅	
		4. 3人以上家族向け住宅	
		5. 車いす使用者用住宅	

※電話は日中連絡のとれる番号を記入してください。申込内容について問い合わせする場合があります。

市営住宅に入居しようとする者(申込者本人を含む。)	4 人	遠隔地扶養: 入居はしないが、申込者又は同居者の所得税法上の扶養親族となっている者	人
住宅に入居する世帯(親族)の構成			
フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日 職業又は勤務先又は事業所の名称
トコロザワ タロウ 所沢太郎	本人	男	緑町〇-〇-〇 〇株式会社〇〇支店
トコロザワ ハナコ 所沢花子	女	女	美原町〇-〇-〇 〇〇〇〇〇
トコロザワ イチロウ 所沢一郎	子	男	大・昭 〇〇年〇〇月 〇〇日 (17 歳) 高校生 〇〇〇〇高校
トコロザワ ハル 所沢ハル	母	女	大・昭 〇〇年〇〇月 〇〇日 (69 歳) 年金 国民年金
申込む方は申込書裏面を参照し、「該当しない」「該当する」のどちらかを○で囲み、裏面の番号全てに○を記入してください。			
※倍率優遇に該当しない方が倍率優遇の申請をした場合、申込みは無効となります。			
倍率優遇世帯 (※裏面を参照して記入)	該当しない	該当する (裏面の該当番号に○を記入)	

裏面の記入例、チェックリスト

(裏面)

倍率優遇世帯区分

- ・ 単身専用住宅以外の住宅を申し込んだ方で、次の世帯に該当する方は、公開抽選に当たり倍率優遇を受けることができます。(単身専用住宅への入居申込みについては、倍率優遇措置はありません。)
- ・ 該当する世帯の番号全てを○で囲んでください。
- ・ 世帯の番号に○が記入されていない場合、倍率優遇を受けることができません。
- ・ 倍率優遇の要件に該当しない世帯が倍率優遇申請をした場合、申込みは無効となります。
- ・ 倍率優遇を受け入居資格審査対象者(当選者)となった方は、後日入居資格審査時に、倍率優遇を証明する書類(障害者手帳の写しや戸籍謄本等)を提出する必要があります。
- ・ 証明書類の提出がない場合は、失格になりますのでご注意ください。

1	母子世帯 父子世帯	申込者本人が配偶者(内縁関係及び婚約者も含みます。)のいない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している世帯。配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。
2	高齢者世帯	申込者本人又は同居者に次のいずれかに該当する程度の障害をお持ちの方がいる世帯 ③
3	障害者世帯	① 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの程度 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの程度 ③ 知的障害で最重度から軽度までの程度
4	戦傷病者世帯	申込者本人又は同居者が戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている世帯

倍率優遇を受けようとする世帯は、該当する番号全てを○で囲んでください。
※倍率優遇に該当しない世帯が倍率優遇の申請をした場合、申込みは無効となります。

提出書類チェックリスト

☆☆申込書類を提出する前に、不備がないか確認してください。☆☆

☐	記入不足はありませんか?・・・記入不足の申込書は受付不可
☐	申込書裏面を確認し「倍率優遇」に該当する場合は、該当番号を○で囲みましたか?
☐	表面「倍率優遇世帯」欄の「該当する」「該当しない」のどちらかを○で囲みましたか?
☐	2通以上の申込みをしていませんか?・・・重複申込みはすべての申込みが無効
☐	申込受付・抽選結果用郵便ハガキに「郵便番号・住所・氏名」を記入しましたか?
☐	ハガキの下の同意書に「住所・氏名」を記入しましたか?
☐	申込受付・抽選結果用郵便ハガキの2ヶ所に85円切手を貼りましたか?
☐	申込用封筒に110円切手を貼りましたか?
☐	申込用封筒裏面に郵便番号・住所・氏名を記入しましたか?
☐	受付期間に間に合いますか?(令和7年7月21日(月)までの消印有効)

倍率優遇世帯区分

- ・ 単身専用住宅以外の住宅を申し込んだ方で、次の世帯に該当する方は、公開抽選に当たり倍率優遇を受けることができます。(単身専用住宅への入居申込みについては、倍率優遇措置はありません。)
- ・ 該当する世帯の番号全てを○で囲んでください。
- ・ ○と表面の番号が記入されていない場合、倍率優遇を受けることができません。
- ・ 倍率優遇の要件に該当しない世帯が倍率優遇申請をした場合、申込みは無効となります。
- ・ 倍率優遇を受け入居資格審査対象者(当選者)となった方は、後日入居資格審査時に、倍率優遇を証明する書類(障害者手帳の写しや戸籍謄本等)を提出する必要があります。
- ・ 証明書類の提出がない場合は、失格になりますのでご注意ください。

1	母子世帯 父子世帯	申込者本人が配偶者(内縁関係及び婚約者も含みます。)のいない女子又は男子で、入居予定日(令和7年10月1日)時点で20歳未満の子を扶養している世帯。非婚の場合や配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。
2	高齢者世帯	申込者本人が入居予定日(令和7年10月1日)時点で60歳以上であり、次の①から③までのいずれかに該当する方のみと現に同居し、又は同居しようとする世帯 ① 配偶者(内縁関係にある方や婚約者、「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」に基づき届出受理証明書の交付を受けた方を含みます。) ② 18歳未満の親族 ③ 60歳以上の親族
3	障害者世帯	申込者本人又は同居者に次の①から③までのいずれかに該当する程度の障害をお持ちの方がいる世帯 ① 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの程度 ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの程度 ③ 知的障害で最重度から軽度までの程度
4	戦傷病者世帯	申込者本人又は同居者が戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている世帯
5	被爆者世帯	申込者本人又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付を受けている世帯
6	生活保護受給世帯	生活保護受給世帯で、今回の申込に関して生活保護担当部署と事前に相談を済ませ、市営住宅に入居した場合に生活の改善が見込まれる世帯
7	都市再生機構等賃貸住宅建替世帯	都市再生機構又は住宅供給公社の賃貸住宅の入居者で、当該賃貸住宅の建替事業の施行に伴う家賃の急激な上昇により家賃負担が困難となると認められる世帯
8	多子世帯	入居予定日(令和7年10月1日)時点で3人以上の18歳未満の方(胎児を除く。)と現に同居し、又は同居しようとする世帯
9	ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人又は同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である世帯
10	義務教育終了前児童扶養世帯	入居予定日(令和7年10月1日)時点で同居者に中学校卒業前の方がいる世帯
11	ドメスティックバイオレンス被害者世帯	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で①又は②のいずれかに該当する方の世帯 ① 配偶者暴力相談支援センター及び都道府県の婦人保護施設等の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ② 同法第10条第1項又は第10条の2(同法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
12	犯罪被害者等世帯	犯罪被害者等世帯基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で①又は②のいずれかに該当する方の世帯 ① 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる方 ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる方
13	中国残留邦人等で支援給付を受けている世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯

公開抽せん会のお知らせ

令和7年7月 市営住宅入居者募集

抽せん会(選考対象者抽出)

◎と き 令和7年7月29日(火)

午前10時30分から

◎ところ 所沢市役所高層棟5階502会議室

※抽せんは公開ですので、希望者は参観できます。

※新型コロナウイルス感染防止のため、入場制限等を設ける場合があります。

[抽せん結果の通知]

令和7年7月31日(木)以降に発送する予定です。

(郵送すると共に埼玉県住宅供給公社のホームページに掲載します。)

※抽せん結果に関し、電話による問い合わせは固くお断りいたします。

〒350-1101 川越市の場2218-4ヘルアート301号室

埼玉県住宅供給公社 川越支所

Tel049-227-6418

抽せん結果のお知らせ

令和7年7月 市営住宅入居者募集

このたび申し込まれた市営住宅

入居者募集の公開抽せんの結果

あなたは

となりました。

◎入居資格審査対象者となられた方へ

①入居資格審査は、令和7年8月6日から順次行います。

(詳細は別紙にて通知します。)

②住所が変わったときは、必ず連絡してください。

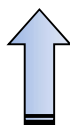
◎予備者となられた方へ

①入居資格審査対象者の全てが辞退・失格等の場合に繰り上げて入居資格審査対象者となります。

②予備者が入居資格審査対象者に繰り上がる場合は令和7年10月28日(火)までに電話にてご連絡します。

(連絡がない場合は落選となります。)

埼玉県住宅供給公社 理事長



- (1) はがきの表面に郵便番号・住所・氏名を記入してください。
(2) 必ず85円切手(2枚)を貼ってください。

市営住宅には、民間マンションやアパートとは違うルールがあります。
そこで、以下の設問にお答えいただき、内容をご確認ください。

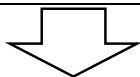
- 市営住宅で動物の飼育はできないことを知っていますか？ (はい ・ いいえ)
- 住宅を所有している方(共有持分を含む)は入居資格がないことを知っていますか？ (はい ・ いいえ)
- 入居の際には緊急時等連絡先が1名以上必要となることを知っていますか？ (はい ・ いいえ)
- 市営住宅内の防犯・防災・清掃活動は、入居者全員で組織する「自治会」で行っていますが、きちんと参加できますか？ (はい ・ いいえ)
- 「自治会」では市営住宅内の廊下灯・街路灯等の電気代、水道代等を負担する「共益費」を「自治会」が住民の方全員から徴収していますが、お支払いいただくことに同意できますか？ (はい ・ いいえ)
- 毎月の家賃や駐車場使用料を滞ることなく支払えますか？ (はい ・ いいえ)
- 市営住宅入居中は様々な書類の提出が必要になりますが、決められた期限までに提出できますか？ (はい ・ いいえ)

1. 入居者募集のあらまし

申込から入居まで

申込資格の確認

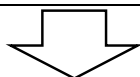
市営住宅を申込むためには一定の資格が必要です。
この案内書の3ページからの「申込資格」等をよく確認してください。



申込書の記入

「市営住宅入居申込書」は、記入例を必ず確認のうえ、必要事項の記入及び該当する項目や番号を○で囲み、ハガキに住所、氏名を記入し、85円切手を2枚貼ってください。

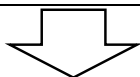
記入漏れ、未記入、誤記入及び読みとれない部分等があると受付できません。
また、資格等を誤って申告されますと失格となりますので、十分ご注意ください。



申込書の郵送

「市営住宅入居申込書」と「郵便はがき」を「申込用封筒」に入れ、110円切手を貼って郵送してください。

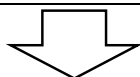
申込みは、21日までの消印があるものを有効とします。
なお、同一世帯で2通以上の申込みは失格となりますので、ご注意ください。



受付票の送付

申込みを受け付けた場合には、「市営住宅入居申込受付票」に抽せん番号を記入し、公社から返送します。

なお、公社からの書類の送付先は、申込書に記載された住所のみとします。
また、切手が貼っていない場合は返送できませんので、必ず所定の額の切手を貼ってください。



公開抽せん

入居資格審査対象者を決めるための抽せん会を公開で行います。日時等については11ページをご覧ください。

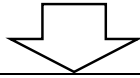
抽せん会に出席されなくても、抽せん結果に影響はありません。

※次ページへつづく

抽せん結果通知書の送付

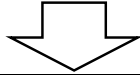
当選、落選関係なく、申込者全員に送付します。

なお、抽せん結果は、公社ホームページ (<https://www.saijk.or.jp>) にも掲載します。



入居資格審査

入居資格審査対象者となった方は、1 2 ページの資格審査に必要な書類を揃えて、審査会場にご持参ください。なお、無断で欠席されますと、失格となります。

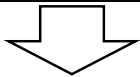


入居の決定

入居資格審査の結果、入居者と入居補欠者が決まります。

入居補欠者となられた方は、入居者が辞退した場合のみ繰上で入居者となります。

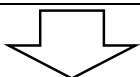
入居者には、「入居決定通知書」、「入居説明会開催通知」、「入居請書」及び敷金の「納入通知書兼領収書」等を送付します。



緊急時等連絡先を選定する、敷金を納入する

入居するためには、緊急時等連絡先 1 名以上の記載が必要となります。「入居説明会」までに、「入居請書」の本人及び緊急時等連絡先欄に自署し、緊急時等連絡先の方の「住民票」をもらってきてください。

また、敷金は当初家賃の 3 ヶ月分を「納入通知書兼領収書」、「敷金預り証」を持って市役所内指定金融機関派出所（市庁舎高層棟 1 階正面玄関右奥）で納付してください。

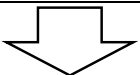


入居説明会

入居に際しての手続きや注意事項等について説明します。次の書類をご持参のうえ、必ず入居説明会に出席してください。

- ・「入居請書」（緊急時等連絡先の方の住民票を添付）
- ・「敷金預り証」のコピー等

なお、無断で欠席されますと、失格となります。



入居

入居可能日から 1 5 日以内に入居してください。

入居が完了しましたら、「市営住宅入居完了届」（市営住宅に住所移転後の世帯全員の住民票を添付）を提出してください。

家賃は、入居可能日から発生します。引越しした日からではありませんのでご注意ください。

2. 申込資格（入居資格）

申込資格について次の【申込資格一覧（全住宅共通）】や、募集住宅ごとの申込資格などで確認し、世帯の状況にあった住宅を選択してください。種類を間違えて申し込んだ場合、無効となります。

※市営住宅は、真に住宅に困窮している方がお申込みください。

近年、申込資格のない方が失格になるケースや、入居意思があいまいな方が申込み、辞退に至るケースがあります。軽い気持ちでのお申込みはおやめください。

【申込資格一覧（全住宅共通）】

- ①所沢市内に現在住んでいる、又は勤務先が所沢市内にあること。
外国人の方については、中長期の在留資格を有していること。
- ②収入が定められた基準内であること。
世帯の控除後収入月額が **158,000 円以下**の方が申込みできます。ただし、高齢者や障害者、令和7年10月1日に中学生までの扶養親族がいるなどの裁量階層世帯の収入月額は **214,000 円以下**までに緩和されます。
- ③申込時点で住民税の滞納がないこと。
- ④暴力団員でないこと。
- ⑤申込みについて、入居予定者全員の同意が得られていること。
- ⑥緊急時等連絡先を1名以上立てられる見込みがあること。
原則として入居予定者の3親等以内の親族又は、所沢市内に住所、事業所又は勤務先を有する方ですが、該当者のない場合は、埼玉県住宅供給公社に相談してください。
- ⑦離婚の見込みがある場合、申込日現在で正式に離婚が成立していること。
- ⑧家賃の3ヶ月分に当たる敷金を決められた期限までに納入できること。
- ⑨自家所有者ではないこと。
申込む家族の中に、住宅所有者（共有持分を含む）がいる場合は申込みできません。
なお、老朽住宅である持家を市営住宅入居後1月以内に解体し、それを証明できる場合や、差押え・立退き要求等により他者への所有権移転登記が確定し、入居手続き時にそれを証明できる場合に限り申込みできます。
- ⑩原則として都市再生機構や埼玉県住宅供給公社の賃貸住宅入居者ではないこと。
住宅の居住室が畳数に換算して1人当たり3畳以下である場合か、共益費を除く家賃の12ヶ月分が、世帯の年間総収入額の4分の1以上である場合に限り申込みできます。
- ⑪原則として公営住宅入居者ではないこと。
- ⑫団地自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加することを誓約し、履行できること。
- ⑬犬、猫などのペットを飼育しないことを誓約し、履行できること。
ペットの飼育や一時預かりはできません。住宅の明け渡し請求を受けます。

【申込みに関する注意（共通事項）】

- (1)申込みは郵送に限ります。窓口での申込みはできません。
- (2)申込み後の入居希望住宅の変更はできません。
- (3)階数を指定しての申込みはできません。
- (4)次のような場合は失格となります。
 - ・1世帯で2通以上の申込みをしたとき。
 - ・申込資格のない住宅に申込みをしたとき。
 - ・申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。
 - ・申込書類の不備により、埼玉県住宅供給公社から連絡がとれなかったとき。

募集住宅は住宅に困窮している低所得者に提供されるもので、市税などの投入により、家賃が民間より低く設定されています。そのため、日常生活に支障のない範囲の傷や汚れは、補修していない場合があることをご了承下さい。

3. 募集住戸

(1) 単身者専用住宅

1 戸

単身での申込は、60歳以上の方や障害者、DV被害者等が対象です。著しい身体的障害等があるため常時介護が必要な方は、単身では申込みできません。詳細はP6「4. 各種要件及び控除額等一覧表」を参照

※特殊住宅（人身等の事故があった住宅です。家賃等は他の住宅と変わりません。）

No	団 地 名	間 取 り	階 数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
1	愛宕山 (' 71年建設)	2DK	3F	無	1	10,400円 ～20,500円	大字松郷 76-1他	下安松バス停 徒歩5分	8.5倍

(2) 単身者・2人家族向け住宅

7 戸

※2人家族での申込の場合、2人以上家族向け住宅に記載されている要件を満たす必要があります。

単身での申込は、60歳以上の方や障害者、DV被害者等が対象です。著しい身体的障害等があるため常時介護が必要な方は、単身では申込みできません。詳細はP6「4. 各種要件及び控除額等一覧表」を参照

No	団 地 名	間 取 り	階 数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
2	松郷 (' 68年建設)	2DK	2F	無	2	8,800円 ～17,200円	大字松郷 92-2	東中学校入口 バス停徒歩5分	1.3倍
3	松郷 (' 68～69年建設)	2DK	4F	無	3	8,800円 ～17,600円	大字松郷 92-2	東中学校入口 バス停徒歩5分	1倍
4	愛宕山 (' 73年建設)	2DK	1F	無	1	13,500円 ～26,500円	大字松郷 76-1他	下安松バス停 徒歩5分	15.5倍

※特殊住宅（人身等の事故があった住宅です。家賃等は他の住宅と変わりません。）

No	団 地 名	間 取 り	階 数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
5	愛宕山 (' 73年建設)	2DK	3F	無	1	13,500円 ～26,500円	大字松郷 76-1他	下安松バス停 徒歩5分	—

(3) 2人以上家族向け住宅

13 戸

- ①入居予定者が全員親族であること。（内縁関係にある方や婚約者、「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」に基づき届出受理証明書の交付を受けた方を含みます。）
- ②内縁関係にある方は、住民票で同居人等と記載され、相当年数の同居の事実が確認できること、及び戸籍上の配偶者がいないことを確認できること。
- ③婚約者については、入居手続時までに婚姻し、そのことが証明できること。
- ④夫婦の片方だけを同居しようとする親族としたり、正当な理由もなく収入のある同居親族を除いて申込み等、世帯を不自然に分割又は合併した申込みはできません。

※申込み後は、出生、死亡を除き同居親族の変更、及び婚約者の変更は認められません。

No	団 地 名	間 取 り	階 数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
6	上安松 (' 88年建設)	3DK ※2	1F 3F	無	2	22,800円 ～44,900円	大字上安松 1267-1他	市営住宅前バス 停徒歩3分	0倍
7	東所沢和田 (' 94年建設)	3DK ※2	3F 4F	有	4	28,000円 ～55,000円	東所沢和田 3-25-9	東所沢駅徒歩 15分	4.0倍
8	愛宕山 (' 74年建設)	3DK	3F	無	2	14,500円 ～28,600円	大字松郷 76-1他	下安松バス停 徒歩5分	0倍
9	新所沢けやき通り (' 98年借上げ)	2DK	4F	有	1	24,600円 ～48,400円	緑町 4-29-32	新所沢駅西口 徒歩10分	3.5倍
10	新所沢けやき通り南 (' 03年借上げ)	2DK	2F	有	1	24,100円 ～47,300円	緑町 3-17-55	新所沢駅西口 徒歩12分	4.5倍

※特殊住宅（人身等の事故があった住宅です。家賃等は他の住宅と変わりません。）

No	団 地 名	間 取 り	階 数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
11	並木 (' 82～83年建設)	3DK ※2	2F 3F	無	3	21,500円 ～42,800円	並木 8-5	並木通り団地 入口バス停 徒歩6分	1.0倍

(4) 3人以上家族向け住宅 2 戸

- ①入居予定者が**全員親族**であること。(内縁関係にある方や婚約者、「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」に基づき届出受理証明書の交付を受けた方を含みます。)
- ②内縁関係にある方は、住民票で同居人等と記載され、**相当年数の同居の事実が確認できること、及び戸籍上の配偶者がいないことを確認できること。**
- ③婚約者については、**入居手続時まで**に婚姻し、そのことが証明できること。
- ④夫婦の片方だけを同居しようとする親族としたり、正当な理由もなく収入のある同居親族を除いて申込む等、**世帯を不自然に分割又は合併した申込みはできません。**

※**申込み後は**、出生、死亡を除き同居親族の変更、及び婚約者の変更は認められません。

No	団 地 名	間 取 り	階数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
12	泉町 (' 92年建設)	3 D K ※ 2	1F 2F	無	2	24,400円 ～48,000円	泉町 904-1	航空公園駅西 口徒歩9分	1倍

(5) 2人以上家族向け車いす使用者用住宅 2戸 下記の要件を満たす必要があります。

- ①1級から4級までの身体障害者で、車いす使用の方を含む世帯が対象です。
- ②入居予定者が**全員親族**であること。(内縁関係にある方や婚約者、「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」に基づき届出受理証明書の交付を受けた方を含みます。)
- ③内縁関係にある方は、住民票で同居人等と記載され、**相当年数の同居の事実が確認できること、及び戸籍上の配偶者がいないことを確認できること。**
- ④婚約者については、**入居手続時まで**に婚姻し、そのことが証明できること。
- ⑤夫婦の片方だけを同居しようとする親族としたり、正当な理由もなく収入のある同居親族を除いて申込む等、**世帯を不自然に分割又は合併した申込みはできません。**

※**申込み後は**、出生、死亡を除き同居親族の変更、及び婚約者の変更は認められません。

No	団 地 名	間 取 り	階数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
13	西所沢稲荷 (' 91年建設)	2 L D K	1F	無	1	25,000円 ～49,100円	西所沢2-3- 20	西所沢駅徒歩7 分	0倍

※**特殊住宅(人身等の事故があった住宅です。家賃等は他の住宅と変わりません。)**

No	団 地 名	間 取 り	階数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所 在 地	交通機関	前回抽選 倍率
14	並木 (' 83年建設)	2 L D K	1F	無	1	21,800 ～42,800円	並木 8-5	並木通り団地 入口バス停徒 歩6分	0倍

※1 E Vはエレベーターの略です。

※2 階数を指定した申込はできません。

※3 借上げ市営住宅

- ①この団地はURからの借上げ住宅のため、契約の更新がなされなかった場合は、下表にある借り上げ期間満了をもって、住戸を明け渡すことが必要となります。
- ②借上げ住宅においては、下表の共益費額を月々の住宅の家賃と併せて所沢市が徴収しています。

住宅名	借上げ期間満了日	共益費額
新所沢けやき通り団地	令和11年2月19日	4,300円
新所沢けやき通り西団地	令和14年3月31日	4,300円
新所沢けやき通り南団地	令和16年3月31日	5,700円

間取り略図を15ページに掲載しましたので、参考になしてください。

4. 各種優遇要件・控除額等一覧表

世帯区分	詳細区分	単身 入居	倍率 優遇	収入月額の 限度額	控除額	証明書类等
母 子 ・ 父 子 世 帯 ※ 1		—	○	158,000 円	350,000 円	戸籍謄本 無所得の子との同居必要
高 齢 者 世 帯		○	○	214,000 円	—	倍率優遇要件は申込書裏 面「倍率優遇世帯区分」 を参照願います。
身体障害者世帯	1 又は 2 級	○	○ ※2	214,000 円	400,000 円	身体障害者手帳等（写）
	3 又は 4 級				270,000 円	
	5 又は 6 級	×	×	158,000 円		
戦傷病者世帯	特別～第三項症	○	○	214,000 円	400,000 円	戦傷病者手帳（写）
	第四～六項症				270,000 円	
精神障害者世帯	1 級	○	○ ※2	214,000 円	400,000 円	精神障害者保健福祉手帳 等（写）
	2 級				270,000 円	
	3 級					
知的障害者世帯	最重度・重度	○	○ ※2	214,000 円	400,000 円	みどりの手帳等（写）
	中度				270,000 円	
	軽度					
原 子 爆 弾 被 爆 者 世 帯		○	○	214,000 円	400,000 円	被爆者健康手帳（写）
生 活 保 護 受 給 世 帯		○	△※3	158,000 円	—	保護決定通知書（扶助費 内訳書添付）
都市再生機構等賃貸住宅建替世帯		×	○	158,000 円	—	機構・公社の証明書
多子世帯(18 歳未満の子 3 人以上)		—	○	158,000 円	—	家族全員の住民票
ハンセン病療養所入所者世帯		○	○	214,000 円	—	入所証明書（写）
義務教育終了前児童扶養世帯		—	○	214,000 円	—	家族全員の住民票
D V 被 害 者 世 帯		○	○	158,000 円	—	女性相談支援センター所 長の証明書 裁判所の保護命令決定書
犯 罪 被 害 者 等 世 帯		×	○	158,000 円	—	被害にあったことが確認 できる書類
中国残留邦人等で支援給付を受け て いる 世 帯		○	○	158,000 円	—	支援給付受給証明書

※1 非婚の母又は父（法律婚によらないで母又は父となった方で現に法律婚をしていない方）も含む。

※2 障害がある方で手帳の交付を受けていない場合は、指定医師等の証明書が必要になります。

※3 生活保護受給世帯については、生活保護担当者と事前相談を済ませた世帯のみ倍率優遇対象となります。

■その他の控除

控除区分	控除額	内容
親族控除	380,000 円	申込者本人を除く同居予定親族
老人扶養親族控除	100,000 円	所得税法上の扶養親族の内、申込日現在 70 歳以上の方（控除対象配偶者を含む）
特定扶養親族控除	250,000 円	所得税法上の扶養親族の内、申込日現在 16 歳以上 23 歳未満の方

5. 収入月額の計算方法

I 最初に家族全員の収入認定用所得金額を計算します。

(1) この収入認定用所得金額とは年間収入金額から所得控除等を差し引いた金額のことです。

次の点に特に注意してください。

家族全員の収入を、個別に計算して合計して下さい。

1人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、個別に計算して合計して下さい。

1人で2箇所以上から収入がある方は、それぞれの年収を合計して下さい。

ア) 給与・事業所得

①	給与所得（パート・アルバイト含む）	源泉徴収票の「所得控除後の金額」から10万円を差し引いた金額（差し引き後にマイナスとなる場合は0円）が収入認定用所得金額です。市役所発行の課税証明書では「合計所得金額」から10万円を差し引いた金額（差し引き後にマイナスとなる場合は0円）が収入認定用所得金額です。（次ページを参照してください）	
②	事業所得	確定申告書の所得金額の合計がそのまま収入認定用所得金額です。（次ページを参照してください）	
③	昨年1月2日以降に事業又は営業を開始した場合	事業を営んだ月数の年間収入金額から収入認定用年間所得金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{収入認定用所得金額}$

※確定申告をしていないときは、市役所の市民税課などで申告を済ませてください。

(④～⑤の方は下記の通り推定年間収入金額を算出し、9ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。)

④	昨年1月2日以降に就職又は転職した場合	勤続月数から推定年間収入金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$
⑤	就職後1ヶ月に満たず、また1ヶ月分の給料が支給されていない場合	基本給、家族手当、住宅手当等固定的給与を12倍する	$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$ $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$

イ) 年金所得

⑥	遺族年金、障害者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金受給者	非課税年金ですので、収入認定用所得金額はゼロとなります。	
⑦	国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金受給者	9ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。	

参考

(1) 給与・事業・年金 共通

市県民税所得課税証明書

所市税証第()号

住 所					
氏 名			生年月日		
年 度	税 目	課 税 標 準 額	市 民 税	県 民 税	年 税 額
令和 3 年度	市県民税 総合		所得割	所得割	
令和 2 年分	合計所得金額		所得控除の内訳		
令和 2 年分所得の内訳			医療費	配偶者控除	一般
種 別	金 額		社会保険料		老人
給 与 内 事 業 所 得	()		生命保険料		一般
公的年金収入	()		雑所得		特定
雑所得(年金)	()		※以下空白※	扶養控除	老人
					同老
					世帯
					特種

(2) 給与所得の場合（パート、アルバイト含む）

〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	所沢市並木 1-1-1	氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得	
給料・賞与	3,000,000円	1,920,000円		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の有無等

この金額から 10 万円を差し引いた金額（差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円）が、その年の収入認定用所得金額です。※記載内容は、印刷時点での情報に基づく記載となります。

(3) 事業所得の場合

得 利	④								
配 当	⑤								
給 与	⑥		1	0	0	0	0	0	0
雑	⑦			5	0	0	0	0	0
総合課税・一時	⑧								
④+{(⑥+⑦)×1/2}									
合 計	⑨		1	5	0	0	0	0	0

この金額が、その年の収入認定用所得金額です。

(4) 年金所得の場合

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 〇〇 基礎年金番号 2222-222222 年金コード

受給権者の氏名 所沢 太郎

受給権者の生年月 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 受給権を取得した年 平成〇〇年

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

社会保険庁長官

〇〇年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所	所沢市並木 1-1-1	氏名	所沢 太郎
種別	支払金額	源泉徴収		
年金	1,000,000円			
扶養親族等の申告書提出	本人	控除対象配偶者の有		

年金収入額です。

厚生年金保険裁定通知書

老齢 厚生年金 該当条次 厚生年金保険法 〇〇 第〇条の

支給開始年月	基本額(円)	加算年金額(円)	減下(円)	支給停止額(円)	年金額(円)
〇〇.〇	100,000			0	100,000
〇〇.〇	100,000			0	100,000
〇〇.〇	100,000			0	100,000
〇〇.〇	100,000			0	100,000

合計額が年金収入額です。

(2) 推定年間収入金額から収入認定用所得金額を算出します (④～⑤に該当した方)。

ア) 端数処理

推定年間収入金額を下の (表 1) に従って端数を整理します。

(表 1)	1, 618, 999 円以下	端数整理しない
	1, 619, 000 円以上 1, 619, 999 円以下	1, 619, 000 円
	1, 620, 000 円以上 1, 621, 999 円以下	1, 620, 000 円
	1, 622, 000 円以上 1, 623, 999 円以下	1, 622, 000 円
	1, 624, 000 円～6, 599, 999 円の場合：下記の計算を行い、端数整理する。 ※推定年間収入を 4, 000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4, 000 を乗じる。 (例) $2, 131, 987 \div 4, 000 = 532. 9967 \rightarrow 532 \times 4, 000 = 2, 128, 000$	
	6, 600, 000 円以上	端数整理しない

イ) 年間所得金額計算

端数処理が終わりましたら、その金額を (表 2) の右欄の計算式で年間所得金額を算出します。

(表 2)	年間収入金額	年間所得金額
	550, 999 円以下	0
	551, 000 円以上 1, 627, 999 円以下	端数整理後の年間収入金額－550, 000
	1, 628, 000 円以上 1, 799, 999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0. 6 + 100, 000$
	1, 800, 000 円以上 3, 599, 999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0. 7 - 80, 000$
	3, 600, 000 円以上 6, 599, 999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0. 8 - 440, 000$
	6, 600, 000 円以上 9, 999, 999 円以下	端数整理後の年間収入金額 $\times 0. 9 - 1, 100, 000$

ウ) 収入認定用所得金額計算

年間所得金額から 10 万円を差し引いた金額 (差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円) が収入認定用所得金額となります。

(3) 課税年金収入から収入認定用所得金額を算出します (⑦に該当した方)

公的年金の源泉徴収票の支払金額又は年金の支払い通知書合計金額を次の (表 3) の計算式に当てはめて収入認定用所得金額を算出します。

ア) 年金所得金額計算

(表 3)	受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
	65 歳以上	1, 100, 000 円以下	0
		1, 100, 001 円以上 3, 299, 999 円以下	年金額－1, 100, 000
		3, 300, 000 円以上 4, 099, 999 円以下	年金額 $\times 0. 75 - 275, 000$
		4, 100, 000 円以上 7, 699, 999 円以下	年金額 $\times 0. 85 - 685, 000$
	65 歳未満	600, 000 円以下	0
		600, 001 円以上 1, 299, 999 円以下	年金額－600, 000
		1, 300, 000 円以上 4, 099, 999 円以下	年金額 $\times 0. 75 - 275, 000$
		4, 100, 000 円以上 7, 699, 999 円以下	年金額 $\times 0. 85 - 685, 000$

※受給者の年齢区分は、その年の 12 月 31 日の年齢によります。

イ) 収入認定用所得金額計算

年間所得金額から 10 万円を差し引いた金額 (差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円) が収入認定用所得金額となります。

Ⅱ次に収入月額を算出します。

- ①入居予定者全員の収入認定用所得金額を合計した世帯の収入認定用所得金額を算出
 - ②親族控除額を下の表から算出
 - ③特別控除額を下の表から算出
- ①、②、③を収入月額計算式に記入し、計算した金額が収入月額となります。

親族控除：入居しようとする親族（本人を除く）及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人1人につき、380,000円が控除されます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居世帯人数} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{申込本人} \\ \hline 1 \text{ 名} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{同居していないが遠隔地扶養している親族} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} \right) \times 380,000 \text{ 円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{親族控除額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

特別控除：該当する人が入居予定者（遠隔地扶養親族も含む）にいる場合にのみあてはまります。下の表を参照し、家族の状況にあわせて特別控除を選択して計算式に記入し算出してください。

控除の種類	控除金額	控除の対象者
老人扶養控除	100,000円	扶養親族のうち年齢70歳以上の方(控除対象配偶者も含む)
特定扶養親族控除	250,000円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方
障害者控除	270,000円	普通障害者に該当する方がいるとき
特別障害者控除	400,000円	特別障害者に該当する方がいるとき
ひとり親控除	350,000円	所得があるひとり親で最高350,000円
寡婦控除	270,000円	所得がある寡婦で最高270,000円（ひとり親控除に該当しないこと）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の収入認定用所得金額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{親族控除額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{ } \\ \hline \end{array}$$

これにより算出された収入月額が、158,000円以下（裁量階層世帯は214,000円以下）であることが申込資格（3ページ申込資格一覧②）となります。

※裁量階層世帯については、6ページを参照してください。

6. 入居者の決定方法等

(1) 抽せん時の倍率優遇等

①	抽せんを行う場合、申込用紙裏面「倍率優遇世帯区分」のいずれかに該当する世帯は、抽せん番号が一般世帯1個に対し2個割り当てられます。
②	倍率優遇を受けようとする世帯は、申込書裏面に記載されている該当番号と表面の倍率優遇欄の「該当する」を○で囲んでください。記入がない場合、一般世帯扱いとなりますので十分注意して下さい。
③	抽せんの結果、入居資格審査対象者となった世帯の内、倍率優遇世帯は、倍率優遇に関する証明書類を資格審査の際に提出する必要があります。提出できない場合失格となりますので、十分注意して下さい。
④	受付が終了した申込については、申込時に同封された市営住宅入居申込受付用郵便はがきに受付番号を記入し、申込者への到達確認も兼ねて郵送します。
⑤	この受付番号が抽せん番号になりますので、はがきに切手が貼られていない場合は通知できません。必ず85円切手を貼って下さい。

※倍率優遇は申込書を記入した日現在で確定している内容で受けられます。

予定での倍率優遇は受けることができません。

(2) 公開抽せん

申込者が募集戸数を大きく超えた場合、募集戸数の1.5～2倍に相当する入居資格審査対象者を選出する公開抽せん会を行います。希望者は立ち会い可能です。

①	抽せん日	令和7年7月29日（火）午前10時30分から
②	抽せん会場	所沢市役所（高層棟5階）502会議室
③	抽せん方法	倍率優遇を含めた申込数分の球を抽せん器に入れて回転させ、出た番号を選出者とし、また、同時に予備の者を抽せんします。
④	抽せん結果	抽せん会終了後、埼玉県住宅供給公社ホームページに当選番号を掲示します。抽せん会翌日全ての申込者に、申込時に同封された抽せん結果用郵便はがきに抽せん結果を記して郵送します。（抽せん結果用郵便はがきに切手が貼られていない場合は通知できません。必ず85円切手を貼って下さい。）

※新型コロナウイルス感染防止のため、入場制限等を設ける場合があります。

※電話による抽せん結果の問い合わせは、本人確認が難しいためできません。

資格審査日程や必要書類等は、抽せん日の翌日以降に当選者宛通知します。

(3) 入居資格審査

①	入居資格審査対象者（当選者）となった方については、令和7年8月6日（水）～8日（金）にかけて順次面接を行う予定です。
②	資格審査当日は必ず申込者本人が来庁し、審査に必要な書類（住民票、市県民税課税証明書等）を提出する必要があります。
③	倍率優遇を受け資格審査対象者となった方は、倍率優遇に関する証明書類を提出する必要があります。
④	資格審査を無断で欠席したり、書類に不備があった場合失格となります。又、代理で資格審査を受けることは原則認めておりませんので、注意してください。
⑤	入居予定者の内、申込み日現在で18歳以上の方について暴力団員であるか否かを関係機関に照会し、暴力団員であることが判明した場合には失格となります。
⑥	家賃負担率等を判定項目とした住宅困窮度判定方式により、資格審査対象者を入居者・入居補欠者等に決定します。
⑦	8月下旬に入居決定通知書、入居補欠者通知書を送付します。
⑧	入居補欠者は入居者が辞退となった場合に入居者となります。なお、入居補欠者の有効期限は、令和7年9月26日（金）までです。有効期限までに連絡が無い場合は、補欠の権利は失効となります。
⑨	入居予定日は、令和7年10月1日（水）です。

7. 資格審査に必要な書類（各種証明書は3ヶ月以内に発行されたもの）

(1) 全員の方に必ず提出していただく書類

書類の種類		書類の内容			取得場所
世帯全員の住民票		世帯全員で証明され、本籍と続柄の記載のあるもの			市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビースコーナ
所得の証明書	所得のある方	給与収入者 年金収入者	令和7年度(令和6年分)市民税・県民税課税証明書	※中学生以下の方を除いて全員必要です。	市役所市民税課 各まちづくりセンター 市民課サビースコーナ
		事業所得者	令和7年度(令和6年分)市民税・県民税課税証明書		市役所市民税課 各まちづくりセンター 市民課サビースコーナ
	所得のない方	令和7年度(令和6年分)市民税・県民税非課税証明書			〃
納税の証明書		指定された納期限を過ぎた分について滞納がないことの証明			〃
現在住んでいる住宅の証明書	民間借家等に住んでいる方	現在住居の家賃や間取りが分かる賃貸借契約書等のコピー			法務局
	親族等の家に住んでいる方	建物の登記簿謄本（全部事項証明書）			
入居資格審査該当者調査票		17ページの用紙に該当する項目を記入してください			

(2) 該当する方に提出していただく書類

区分	書類名称	取得場所
母子（父子）世帯（配偶者のいない方）	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビースコーナ
寡婦控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）	〃
内縁関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書（用紙は22ページ） 住民票で同居人等と記載され、相当年数の同居の事実が確認できること。	戸籍謄本は市民課 各まちづくりセンター 市民課サビースコーナ
障害者の方	身体障害手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、みどりの手帳（療育手帳）の写し、戦傷病者手帳の写し	
原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳の写し	
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書（扶助費内訳書添付）	市役所 生活福祉課
昨年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書（用紙は18ページ）	
昨年1月2日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控えの写し 事業所得等収支明細書（用紙は19ページ）	

区分	書類名称	取得場所
昨年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書（勤務先の代表者等が証明したもの）（用紙は23ページ）	
日本国籍のない方	在留カードまたは特別永住者証明書（カード）表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は外国人登録証明書（カード）表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要となります。	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビ°スコーナ
現在、婚約中の方	婚約の証明書（用紙は22ページ） ※入居手続き前までに入籍したことが確認できる書類（婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか）を提出することが条件となります。	入籍確認書類等は市民課
市外居住者で市内に勤務場所のある方	在職証明書（用紙は23ページ） （勤務先の代表者等が証明したもの）	勤務先
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 （ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）	各療養所等
DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・女性相談支援センター所長の証明（入所の証明） ・母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・裁判所が決定した保護決定書の写し	各センター等 又は裁判所
犯罪被害者等世帯	(ア)犯罪被害にあったことを記載した申告書（申告書は後日送付） (イ)交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書 (ウ)犯罪により精神的な後遺症が生じた場合は、医師の診断書 (エ)犯罪等の被害により、収入が著しく減少したことを証する書類 ※(ア)は必ず提出。及び(イ)(ウ)(エ)のうち該当する書類を必ず提出	
単身で申込む方	戸籍謄本（配偶者の有無が確認できるもの） 単身入居の入居者資格認定のための申出書（用紙は20ページ）	戸籍謄本は市民課 各まちづくりセンター 市民課サビ°スコーナ
パートナーシップ・ファミリーシップに該当する方	所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書	企画総務課

8. 入居説明会 （詳細は入居決定通知時にお知らせします。）

市営住宅への入居の決定を受けた方は、「入居説明会の開催通知」に同封された下記の書類を用意し、指定された入居説明会場で書類の確認を受けてください。

①市営住宅入居請書

- ・民間の賃貸契約書に相当する市営住宅入居請書の作成。
（緊急時等連絡先1名以上の署名及び住民票の添付が必要です。）

【緊急時等連絡先の条件】

原則として入居予定者の3親等以内の親族又は、所沢市内に住所、事業所又は勤務先を有する方ですが、該当者のない場合は、埼玉県住宅供給公社に相談してください。

②敷金の納入（敷金預り証のコピー）

- ・敷金として、入居時家賃の3ヶ月相当分を納入します。
- ・預かった敷金は利子はつかず、未納の家賃、損害賠償金又は修繕費があるときは、これらを引いた額を退去時に返還されます。

上記の書類を確認した後「市営住宅使用許可及び入居可能日通知書」を交付し、入居可能住宅の鍵を渡します。市及び埼玉県住宅供給公社ではスペアキーを保管しませんので、鍵の引渡し後は、入居可能住宅の管理責任は入居者に帰属します。

なお、この説明会を無断欠席されますと失格になりますので、出席できないときは埼玉県住宅供給公社川越支所あてに事前に連絡をしてください。

9. 家賃等について

①	入居1年目は、入居資格審査時に提出する世帯員全員の所得証明書に基づいて算出された世帯の所得額を基準として、公営住宅法に規定する方法で算出された額が家賃に決定されます。
②	2年目の年度からは、毎年7月頃に実施する収入申告に基づき、公営住宅法に規定する方法で算出された額が家賃になります。
③	供給ガスは、西所沢北団地と西所沢稲荷団地1号棟、松郷団地、愛宕山団地が集中プロパンガス、それ以外の団地は都市ガスです。
④	駐車場は「上安松団地」、「西所沢北団地」、「西所沢稲荷団地」、「宮本町団地」、「泉町団地」、「久米団地」、「東所沢和田団地」、「愛宕山団地」、「並木団地」にあります。使用料は1ヶ月8,000円～10,000円です。空き情報については、入居が決定しましたら確認してください。また、新所沢けやき通り、新所沢けやき通り西、新所沢けやき通り南団地の駐車場はUR（下記連絡先）にお問合せ下さい。 プラザシティ新所沢けやき通り団地管理事務所 04-2922-3402

10. 注意事項

入居後は、所沢市営住宅条例及び所沢市営住宅条例施行規則、並びにこれらの規定に基づく次の注意事項を守ってください。

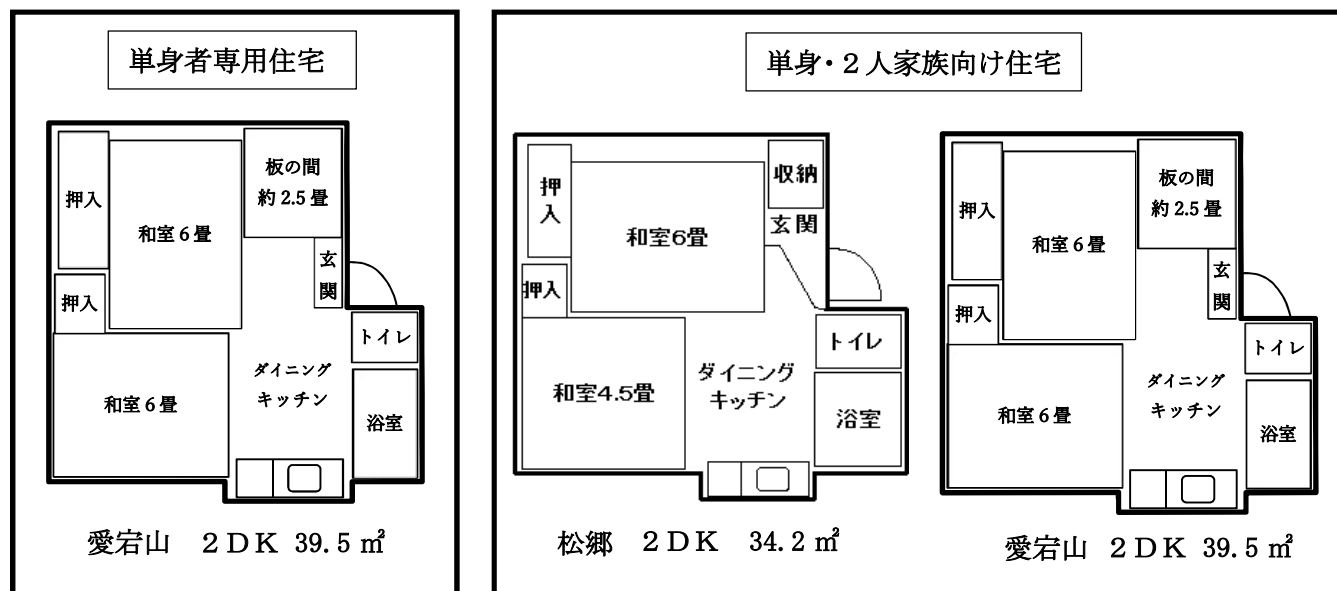
①	新たに同居を希望する親族がいる場合の同居承認申請については、該当する方を含めた世帯全員の合算収入が基準額を超える場合は承認されません。
②	名義人の死亡・転出等により、残された家族が入居の承継を希望する場合、別に定める基準等を満たさない場合は承認されません。
③	2人以上又は3人以上家族向け住宅に入居後、世帯員の死亡や転出等により、結果的に単身世帯となった場合、国交省の指導に準じて、割増家賃が課せられます。（広い住戸に単身世帯が居住するミスマッチ解消と継続入居を可能にするため）
④	家賃は口座振替により納入することが原則で、振替日は毎月の月末日（月末日が休日の場合、翌営業日）です。納期限日までに必ず納めるようにして下さい。なお、家賃を3ヶ月以上滞納した場合、市営住宅を明渡すことになります。
⑤	毎年、市長が定める期日までに収入申告書を提出する義務があり、申告に基づき次年度の家賃が決定されます。収入申告書を提出しない場合は、次年度の家賃は、周辺の民間賃貸住宅と同レベルの近傍同種の住宅の家賃になります。
⑥	入居後3年を経過後、収入申告により算定した収入が基準収入を超えているときは「収入超過者」として認定し、近傍同種の住宅の家賃との比較により家賃を決定します。「収入超過者」に認定された場合、市営住宅の明渡しについての努力義務が発生します。

⑦	裁量階層世帯として入居した世帯が、入居後裁量要件に該当しなくなった場合、一般世帯の扱いとなり、収入限度額が月額 21 万 4 千円から 15 万 8 千円になります。
⑧	入居後 3 年を経過し、その後収入が 2 年間引き続き一定の基準収入額を超えた場合「高額所得者」として認定され、市営住宅の明渡しを請求されます。
⑨	団地内で犬や猫などの動物を飼育すること（一時預りを含む）はできません。所沢市営住宅条例第 26 条（迷惑行為の禁止）に該当します。違反した場合は、所沢市営住宅条例第 44 条に基づく市営住宅明渡し請求を受けることになります。
⑩	市営住宅の敷地内及び近辺の道路等に自動車を駐車したり、来訪者に駐車させる行為は禁止されています。また、人声、楽器、テレビ等の音を異常に大きく出したり、天井、床、壁等を叩く又は蹴る等、近隣住民に不安や迷惑をかける行為や威嚇行為等も禁止です。
⑪	団地内の自治会組織に加入し共益費・自治会費等を支払うことはもとより、自治会活動に積極的に参加することが入居条件になっています。
⑫	市営住宅は、公共の財産です。入居上の決まり・条例・規則等を守り、住宅を壊したり、汚したりしないよう大切に使用して下さい。
⑬	次のような場合は、入居決定後であっても失格となります。 ア 申込内容が事実と異なっていたことが判明したとき。 イ 申込受付した家族が同時に入居できないとき。 ウ 入居決定通知を受け、決められた日までに入居手続きを行わなかったとき。 エ 婚約者との同居で申込みながら、入居手続き時まで婚姻を証明する書類の提出ができなかったとき。
⑭	次の 3 団地は、UR からの借上げ住宅であり、借上げ契約の更新がなされなかった場合には、住戸の明け渡しが必要となります。 ・新所沢けやき通り団地 令和 11 年 2 月 19 日まで ・新所沢けやき通り西団地 令和 14 年 3 月 31 日まで ・新所沢けやき通り南団地 令和 16 年 3 月 31 日まで
⑮	市営住宅は市税などの投入により、家賃が民間より低く設定されています。 そのため、退去時に一般的な民間賃貸住宅とは異なる費用をご負担いただく場合がございます。 （例：畳や襖等の修繕・取替費用）
⑯	施設の工事・修繕を行う際、住戸内やベランダへの立入をお願いする場合があります。

1 1. 間取り図（代表的な間取りです）

※配置は左右が逆の場合があります。図面と差異があった場合、現状を優先とします。

※一部の和室は洋室に改修されている場合があります。選択することは出来ませんので、ご了承ください。



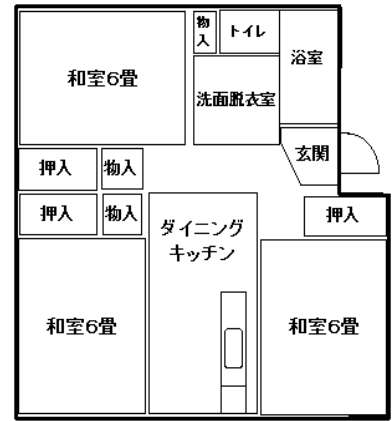
2人以上家族向け住宅



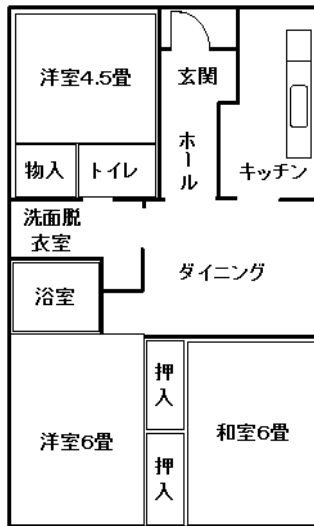
上安松 3DK 59.4 m²



愛宕山 3DK 52.2 m²



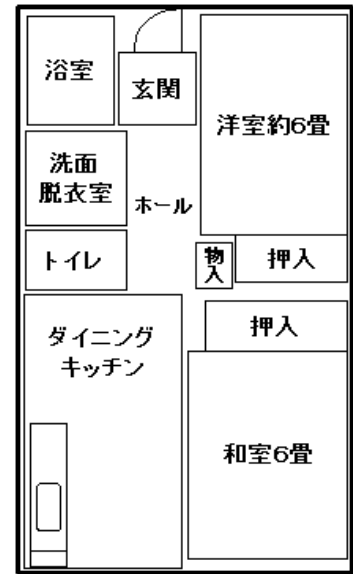
並木 3DK 64.1 m²



東所沢和田 3DK 64.5 m²



新所沢けやき通り南
2DK 50.4 m²



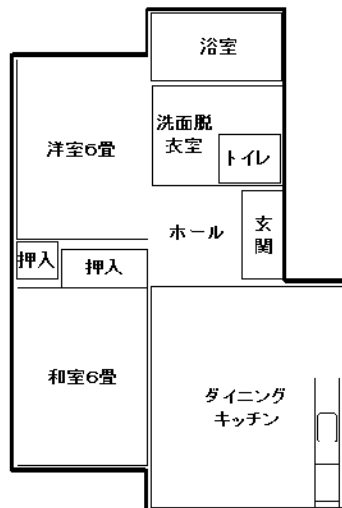
新所沢けやき通り
2DK 51.5 m²

3人以上家族向け住宅



泉町 3DK 59.4 m²

2人以上家族向け車いす住宅



西所沢稲荷
2LDK 59.4 m²



並木 2LDK 64.1 m²

入居資格審査該当者調査票

申込団地名

当選番号（ ）氏名

①今回申込んだ理由（簡潔に記入して下さい。）

--

② 市内に居住してから _____ 年 _____ 月 現在の住宅に住んでから _____ 年 _____ 月

③現在住宅の区分

（記号を○で囲んで下さい）

ア 借間	イ 借家	ウ 賃貸共同住宅
エ 親族所有住宅（所有者氏名	・続柄	
オ その他（		

④ 現在の1月分の家賃 _____ 円（契約書の金額：共益費は除く）

⑤現住宅の間取り

（数字を記入）

3 畳 間	4 畳半 間	6 畳 間	8 畳 間
ダイニングキッチン m ²		その他	m ²
キッチン m ²			畳 間

⑥現在の家族構成

（記号を○で囲んで下さい）

ア 申込時同居者と同じ	イ 親族との同居
ウ 親族以外との同居	エ その他（

⑦住宅設備の利用形態（○を記入して下さい）

	台所	風呂	トイレ
申込世帯で単独使用			
親族との共同使用			
親族以外との共同使用			

⑧障害者世帯等について（該当者がいる場合のみ記入して下さい）

身体障害	級が	名
精神障害	級が	名
知的障害	重度以上が	名、中度が
		名、軽度が
		名

⑨現在居住地区の自治会活動への参加状況について（記号を○で囲んで下さい）

ア 積極的に参加 イ 普通に参加 ウ あまり参加していない エ 参加していない

⑩緊急時等連絡先の予定について（記号を○で囲んで下さい）

ア 市内の親族 イ 市外の親族 ウ 知人 エ 未定だがあてはある オ あてがない

⑪入居予定者の不動産所有について

ア だれも所有していない イ 入居予定者の一部が所有（所有者名

⑫喫煙者について（市営住宅室内での喫煙は、退去修繕時に個人負担が増えます。）

ア 喫煙者はいない イ 喫煙者がいる

⑬ペットの飼育状況（市営住宅入居後のペットの飼育は、市営住宅退去となります。）

ア 現在飼育していない イ 現在飼育している（動物名

※ 昨年 1 月 2 日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

申込時不要

住 所					
氏 名	年 月 日生				
採 用 年 月 日	年 月 日				
職 種 (○で囲む)	1. 常勤	2. パート	3. 非常勤	4. 内職	5. その他
職 名					
職 務 内 容					
勤 務 日 数	1 か月に 日				
勤 務 時 間	時 分 ~ 時 分				
給 料	1. 月給 円	2. 日給 円	3. 時給 円		

勤 務 年 月		勤 務 日 数	基 本 給	時間外勤務手当	そ の 他 手 当	支 給 金 額 計
年 月		日	円	円	円	円
年	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
年 間 賞 与						
計						

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

事業所(雇主)住所

名称及び代表者名

印

電 話 番 号

- ※ 記載上の注意
- 現在の勤務先における直近 12 ヶ月(12 ヶ月に満たない場合はその該当月だけ)の給与等を記載してください。
 - 記載事項はペン又はボールペンで正確に転記してください。
 - 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
 - 給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印または代表者印を押印してください。
また、個人の場合は個人印を押印してください。
 - 訂正箇所には必ず訂正印を押印してください。
 - 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないで下さい。

該当される方はコピーをして御利用ください。

事業所得等収支明細書

令和 年 月 日提出

1. 氏 名 _____ ⑩
 住 所 _____
 電 話 _____
 2. 業 種 名 _____
 事 業 所 名 _____
 事業所所在地 _____
 事業所電話 _____

3. 事業開始年月日 年 月 日
 4. 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

5. 月別収支内訳

月別 区分		年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合 計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
収 入	売り上げ												
	自家消費												
	そ の 他												
	計												
支 出	仕 入 れ												
	計												
差 引													

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

申込時不要

単身入居の入居者資格認定のための申出書

- 20 -

介護保険法の認定を受けている方におたずねします。

(1) その内容は

要支援 要介護 等級 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5

(2) あなたの現在の日常生活の基本的な動作の状況、基本的な動作に介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容及び入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容についておたずねします。表中の該当する欄に○印を記入してください。

また、介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容、入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護について、具体的に記入してください。

項 目	現在の日常生活の基本的な動作の状況			介護が必要と答えた動作に関する現在の介護の内容		介護が必要と答えた動作に関する入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容	
	動作の全部が自分で可能	動作の一部に介護が必要	動作の全部に介護が必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護（注）	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護（注）
①歩 行							
②食 事							
③入 浴							
④排 泄							
⑤着脱衣							
⑥日常家事							

注：介護保険以外による介護とは、介護保険によらない市町村、ボランティア団体、親族などによる介護をいいます。

※ 現在受けている介護の内容（頻度・実施団体名等）について具体的にご記入ください。

※ 今後市営住宅において受けることを予定している介護の内容（頻度・実施団体名等）について具体的にご記入ください。

※内縁関係に該当される方に提出していただくものです。

申込時不要

内縁関係申立書

私達は、 年 月 日頃から内縁関係にあることを申し立てます。

令和 年 月 日

申 立 者

住 所 _____

氏 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

※現在、婚約中の方に提出していただくものです。

申込時不要

婚 約 の 証 明 書

申 立 者 住 所 _____

氏 名 _____

婚 約 者 住 所 _____

氏 名 _____

上記兩名は、 年 月 日婚約成立し、
令和 年 月 日入籍予定であることを証します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

証明する者 住 所 _____

氏 名 _____

該当される方はコピーをして御利用ください。

※市外居住者の方で市内に勤務場所がある方に提出していただくものです。

申込時不要

在 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、当社にて在職していることを証明します。

令和 年 月 日

証明する者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

※一昨年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

申込時不要

退 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付けで退職したことを証明します。

令和 年 月 日

証明する者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

該当される方はコピーをして御利用ください。

お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350-1101

川越市的場 2218-4 ベール7-1 301 号室

tel 049-227-6418

fax 049-233-5353

- 電話番号のかけ違いにご注意ください。
- 受付時間は、土、日、祝祭日を除く、8:30 から 17:15 までです。

案内図

